

令和7年第4回(12月)定例会

御杖村議会會議録

令和7年12月 9日開会
令和7年12月17日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号 (12月9日)	-1-
◎議事日程	-2-
◎本日の会議に付した事件	-3-
◎出席議員(7名)	-3-
◎欠席議員(0名)	-3-
◎会議録署名議員	-3-
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	-3-
◎職務のため議場に出席した事務局職員	-3-
◎[発言記録]	-4-
◎開会及び開議の宣告	-4-
◎会議録署名人の指名	-4-
◎会期の決定	-4-
◎諸般の報告(議会運営委員会)	-4-
◎諸般の報告(例月出納検査)	-5-
◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会臨時会及び定例会)	-5-
◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会定例会)	-5-
◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会定例会)	-6-
◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会定例会)	-6-
◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会)	-7-
◎行政報告	-8-
◎一般質問	-9-
山岡議員「防災組織の整備推進について」	-9-
山岡議員「村の景観保全について」	-11-
福田議員「高校通学支援について」	-15-
◎議案第41号御杖村議會議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	-16-
◎議案第42号御杖村議會議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	-17-
◎議案第43号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	-18-
◎議案第44号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	-19-
◎議案第45号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	-20-
◎議案第46号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	-21-

◎議案第47号戸籍に係る電子情報処理の事務の委託の廃止に関する協議について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	-22-
◎議案第48号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	-23-
◎議案第49号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	-23-
◎議案第50号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	-24-
◎議案第51号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	-25-
◎散会の宣言	-25-
第2号 (12月17日)	-27-
◎議事日程([審議結果])	-28-
◎本日の会議に付した事件	-28-
◎出席議員(7名)	-28-
◎欠席議員(0名)	-28-
◎会議録署名議員	-28-
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	-28-
◎職務のため議場に出席した事務局職員	-28-
[発言記録]	-29-
◎開議の宣言	-29-
◎議案第48号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定について、議案第49号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第50号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について、議案第51号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	-29-
◎議案第48号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定について	
[討論、採決]	-30-
◎議案第49号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[討論、採決]	-30-
◎議案第50号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[討論、採決]	-30-
◎議案第51号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[討論、採決]	-31-
◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決]	-31-
◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決]	-31-
◎閉議及び閉会の宣言	-32-
◎議事録署名	-33-

(令和7年12月9日)

令和7年第4回(12月)御杖村議会定例会(第1号)

令和7年12月9日(火)
開議 午前10時00分

◎議事日程[審議結果]

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告	・議会運営委員会	11月 25日開催
	・例月出納検査	8月・9月・10月分
	・東宇陀環境衛生組合議会定例会	11月 14日開催
	・奈良県広域消防組合議会定例会	11月 25日開催
	・桜井宇陀広域連合議会定例会	11月 25日開催
	・宇陀衛生一部事務組合議会定例会	11月 27日開催
	・曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会	12月 2日開催

第4 行政報告

第5 一般質問

第6 議案第41号 [原案可決]

御杖村議會議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第42号 [原案可決]

御杖村議會議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第43号 [原案可決]

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第44号 [原案可決]

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第45号 [原案可決]

御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第46号 [原案可決]

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第47号 [原案可決]

戸籍に係る電子情報処理の事務の委託の廃止に関する協議について

第13 議案第48号 [予算決算委員会付託]

令和7年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定について

第14 議案第49号 [予算決算委員会付託]

令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

第15 議案第50号 [予算決算委員会付託]

令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

第16 議案第51号 [予算決算委員会付託]

令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

議長 寺前伊平君	1番 影山英章君
2番 小田靜男君	3番 森源五君
4番 福田麻衣子君	6番 山岡隆良君
8番 盛岡英成君	

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

1番 影山英章君	2番 小田靜男君
----------	----------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤 収宜君
教育長	鈴木 泰弘君
副村長	中嶋 英樹君
総務課長	今井 智君
むらづくり振興課長	片岡 保昌君
産業建設課長	中村 康幸君
住民生活課長	仲子 雄史君
政策推進課長	古谷 匠敏君
保健福祉課長	川上 隆二君
会計管理者	松本 慶一君
教育委員会事務局次長	古谷 依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

散会 午前11時49分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(寺前伊平君)：皆さん、おはようございます。令和7年第4回御杖村議会定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和7年第4回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配布済み日程第1号のとおりとします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(寺前伊平君)：日程第1、会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、1番影山英章君、2番小田靜男君を指名します。

◎会期の決定

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第2、会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの9日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第3、諸般の報告を行います。はじめに、11月25日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、森源五君。

○議会運営委員会委員長(森源五君)：はい。

○議長(寺前伊平君)：森委員長。

○議会運営委員会委員長(森源五君)：それでは、11月25日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、令和7年第4回、12月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を12月9日から17日までの9日間とし、会期中の日程については、開会日を12月9日火曜日、全員協議会を12月10日水曜日、予算決算委員会を12月15日月曜日、続会議を12月17日水曜日、いずれも午前10時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を12月2日火曜日、午後5時までとし、質問日は、12月9日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行いました。協議の結果であります、村長提出の上部法の改正に伴う条例の改正6件と共同利用に伴う規約の廃止1件については、開会日即決とし、令和7年度一般会計及び特別会計における補正予算4件については、予算決算委員会へ付託することと致しました。最後に、次回令和8年第1回定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、簡単でございますが議会運営委員会の報告といたします。

○議長(寺前伊平君)：森委員長、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(寺前伊平君)：次に、監査委員より例月出納検査について、8月から10月分の結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会定例会)

○議長(寺前伊平君)：次に、11月14日に開催されました東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、6番山岡隆良君よろしくお願ひします。

○6番(山岡隆良君)：はい、議長。6番、山岡。

○議長(寺前伊平君)：山岡議員。

○6番(山岡隆良君)：それでは、令和7年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会報告をさせていただきます。去る11月14日午後2時より、令和7年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。宇陀市からは組合議長として松浦利久子議員、組合議員として、中川ゆり子議員、森田明子議員、勝井太郎議員が出席いたしました。曾爾村からは組合議員として岡本久光議員、大向實議員、松本喬議員が出席いたしました。御杖村からは組合副議長として私、組合議員として、影山英章議員、森源五議員、が出席いたしました。組合議会定例会については、10名出席、定数10名で議会は成立し、議長のご挨拶後、日程に基づき、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶後議事に入りました。付議された案件は、承認第1号、専決処分した事件の承認について、東宇陀環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第5号、令和7年度東宇陀環境衛生組合一般会計補正予算第1号について、認定第1号、令和6年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、以上3件が提案されました。承認第1号、専決処分した事件の承認について、令和7年10月1日にて専決処分された東宇陀環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について承認されました。議案第5号、令和7年度東宇陀環境衛生組合一般会計補正予算第1号について、歳入歳出それぞれ1,719万6千円の増額予算することで可決されました。認定第1号、令和6年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出決算については、令和6年度一般会計歳入歳出決算について、歳入額2億7,495万5,039円、歳出額2億5,675万8,450円で翌年度繰越額が1,819万6,589円となり、岡本議員の監査報告により、認定されました。以上3件が原案どおり全会一致により可決され、午後2時52分に閉会いたしました。以上で、東宇陀環境衛生組合議会令和7年第2回定例会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君)：山岡議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会定例会)

○議長(寺前伊平君)：次に、11月25日に開催されました奈良県広域消防組合議会定例会の報告ですが、議事の進行上、報告書の写しを配布させていただいているので、写しをもって報告に変えさせていただきます。

◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会定例会)

○議長(寺前伊平君):次に、同じく11月25日に開催されました、桜井宇陀広域連合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、1番影山英章君よろしくお願ひします。

○1番(影山英章君):はい、議長。

○議長(寺前伊平君):影山議員。

○1番(影山英章君):それでは、去る令和7年11月25日火曜日、午後3時から、桜井市議会議場において開催されました、令和7年桜井宇陀広域連合議会 第2回定例会の報告をさせていただきます。大園広域連合議会議長の開会宣言、金剛広域連合長の招集挨拶、開議の宣言の後、会議に入り、議事日程により、会議録署名議員の指名、会期の決定、広域連合長の提出議案の理由説明がありました。当日付議された議案は、認第1号令和6年度桜井宇陀広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号令和6年度桜井宇陀広域連合ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号令和6年度桜井宇陀広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての3件で、監査委員の審査意見や関係資料をつけて認定に付され、いずれも原案どおり認定いたしました。また今回は一般質問の申し出がなく、金剛広域連合長からの閉会の挨拶と今議会が任期中最後の出席となる副広域連合長、芝田曾爾村長の退任の挨拶を受けたのち、午後3時53分に閉会しました。それでは、今定例会に提出された各議案の概要について簡略にご報告いたします。認第1号の一般会計歳入歳出決算認定についてでは、歳入総額1, 511万2, 141円、歳出総額1, 274万4, 623円で、差引額及び実質収支額とも236万7, 518円で、その黒字額を令和7年度へ繰り越すことになりました。歳入では、構成4市村からの負担金が1, 260万円、令和5年度からの繰越金が251万1, 776円となっています。歳出では、議会費が63万9, 715円、総務費が1, 100万5, 748円、及び、民生費が109万9, 160円で、広域連合の運営費、並びに障害支援区分認定審査会運営経費等となっています。次に、認第2号のふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算認定についてでは、歳入総額1, 081万5, 373円、歳出総額854万2, 078円で、差引額及び実質収支額とも227万3, 295円となり、その黒字額を令和7年度へ繰り越すことになりました。歳入では、構成4市村からの負担金が400万円、基金運用益及び預金利息が335万9, 112円、令和5年度からの繰越金が149万801円及び諸収入として、自治総合センター、宝くじ助成金等で196万5, 460円となっています。歳出では、伊勢本街道をテーマに取り入れた圏域交流活性化事業の実施など、多岐にわたるふるさと振興事業を実施しており、事業費の総額は854万2, 078円となっています。最後に、認第3号介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでは、歳入総額5, 977万8, 136円、歳出総額5, 093万112円で、差引額及び実質収支額ともに884万8, 024円となり、その黒字額を令和7年度へ繰り越すことになりました。この会計の歳入は、構成市村からの負担金が4, 900万円、令和5年度からの繰越金が1, 071万3, 942円及び諸収入が6万4, 194円であり、歳出につきましては、介護保険法に基づく介護認定審査会運営経費や人件費となっています。なお、定例会に先立ち、午後2時から全体協議会が開催され、事務局より本定例会の提出予定案件、その他について、詳細な説明があつた他、議会時服装についての申し合わせについて協議を行いました。以上、令和7年桜井宇陀広域連合議会 第2回定例会の報告といたします。

○議長(寺前伊平君):影山議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会定例会)

○議長(寺前伊平君)：次に、11月27日に開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求める。派遣議員を代表して、4番福田麻衣子君よろしくお願ひします。

○4番(福田麻衣子君)：はい、議長。

○議長(寺前伊平君)：福田議員。

○4番(福田麻衣子君)：それでは、宇陀衛生一部事務組合議会の報告をさせていただきます。去る11月27日木曜日、午前10時から、令和7年宇陀衛生一部事務組合議会第2回定例会が、宇陀市人権交流センター大会議室で開催されました。出席した組合議会議員は14名で、御杖村からは、寺前議員とわたくし福田が出席いたしました。管理者である宇陀市金剛市長の招集あいさつの後、議事日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われました。会期については、議事終了までと決定され、承認第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については地方自治法第179条第1項に基づき専決処分されたもので、全会一致で承認されました。認定第1号令和6年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額1億1,075万3,291円、歳出総額1億751万5,576円で、決算の結果、差引323万7,715円の黒字決算となりました。同意第1号宇陀衛生一部事務組合公平委員会委員の選任同意についてでは、前任者の徳田福男氏が令和7年3月31日をもって辞任される事により、新たに御杖村の鈴木淳巳氏が選任され、こちらも全会一致で同意されました。提案されました議案3件はすべて承認、認定、同意されました。最後に副管理者である曾爾村の芝田村長より、辞任の挨拶があり午前10時50分に閉会しました。以上、簡単ではありますが、宇陀衛生一部事務組合議会の報告と致します。

○議長(寺前伊平君)：福田議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(曾爾御杖一部事務組合議会定例会)

○議長(寺前伊平君)：次に、12月3日に開催されました、曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告を求める。派遣議員、2番小田靜男君よろしくお願ひします。

○2番(小田靜男君)：はい。

○議長(寺前伊平君)：小田議員。

○2番(小田靜男君)：それでは、報告させていただきます。曾爾御杖行政一部事務組合議会令和7年第2回定例会報告書。それでは去る、12月2日午後3時より御杖村議会委員会室において開催されました、令和7年第2回曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。曾爾村からは、佐治議員、東口議員、大向議員が出席し、御杖村からは盛岡議員、福田議員、私、小田が出席致しました。伊藤管理者の挨拶のあと、大向議長から、議会成立宣言がなされ、会議録署名議員に、2番佐路議員と6番わたくし小田の指名につづき、会期を1日間と決定し、審議に入りました。付議された案件は、議第7号案曾爾御杖行政一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾爾御杖行政一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、認定第1号令和6年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議第7号案令和7年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計予算補正第1号についての以上、3案件が提出されました。議第7号案曾爾御杖行政一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾爾御杖行政一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を容易にするため、仕事と育児の両立支援

制度の利用に関する職員の意向確認等の措置について条例改正をするものです。認定第1号令和6年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入 嶸出決算認定については、事務局長から歳入総額4, 114万1, 256円、歳出総額3, 841万6, 883円、差引額272万4, 373円で、単年度実質収支154万9, 226円の黒字決算とする概要について説明のあと、福田監査委員より監査報告がなされました。議第8号案令和7年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計予算補正第1号については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5, 202万9千円とするものです。増額の内容につきましては、保健体育費50万3千円、予備費61万7千円となっています。以上、提出された2議案と認定1件は、それぞれ審議を行い採決の結果、原案どおり全会一致で、可決及び認定されました。最後に、本組合の副管理者である曾爾村、芝田村長より、辞任の挨拶があり午後3時44分に閉会しました。以上、簡単でありますが令和7年第2回曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君) : 小田議員、ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(寺前伊平君) : 次に、日程第4、行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) : 議長。

○議長(寺前伊平君) : 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) : 12月定例会の開会にあたりまして、9月定例会以降の行政報告を申し上げます。まず、10月3日から4日にかけて、和歌山市で全国国保地域医療学会が開催され、奈良県国民健康保険直営診療施設運営協議会会长として参加してまいりました。国保直診開設者サミットでは、人口減少地域の生活を守る～都市部の未来は今あるをテーマに、意見交換が行われ、市町村の枠を超えた地域医療の連携として、奈良県東部地域医療協議会の設立、べき地診療等が抱える課題解決に向けての取り組みを発表しました。また、11月18日から21日にかけて、全国町村長大会等が開催され、曾爾村長とともに、上京してまいりました。18日は、奈良県治山事業促進協議会として、農林水産省林野庁長官へ住民の安全安心の確保のため、治山事業が着実に実施できるよう予算の確保に関する要望活動を行いました。続いて、奈良県の町村長が集まり、自治体の人材育成とDX人材育成として全国的な若者の公務員離れが問題となっているなか、職員の人材確保について講演を受けました。翌19日は、全国の町村長と町村会関係者が集い、高市内閣総理大臣をはじめ、国会の要職者を迎えて、全国町村長大会が開かれました。大会では、町村は、国と地方の信頼関係の下、自主的自立的に様々な施策を展開していくなければならないため、人口減少、少子化対策のさらなる強化と地方創生の推進をはじめとする15の事項を実現できるよう支援の充実を国に求めていくことを決議しました。翌、20日は、全国山村振興連盟通常総会に出席し、改正された山村振興法の目的、基本理念等の規定に基づき、食料安全保障、地球温暖化など地球規模の課題への視点も踏まえつつ、山村が持続的に発展するよう各般の政策の充実強化を決議しました。続いて、奈良県選出の国会議員へ奈良県治山事業促進協議会と奈良県簡易水道協会の合同要望活動として、事業予算の確保に関する要望活動を行いました。翌、21日は、簡易水道整備促進全国大会に参加し、簡易水道事業に関する補助事業の拡充や財政支援に関する要望決議をおこない、国土交通省へ要望活動を行ってまいりました。限られた機会ではありますが、引き続き政府、国会議員に対して、地域の現状をしっかりと伝えていくこ

とで、自主自立に資する国の支援策充実の要望活動を行ってまいりたいと思います。次に本村行政施策の中からひとつ報告致します。12月1日からは、新たな村営デマンド交通つえみ号の運行を開始しました。事前の予約は必要にはなりますが、必要な時に、必要な場所へ移動できる便利なサービスとなっています。引き続き村内移動手段の充実を図ってまいりたいと考えております。最後に、本定例会には、条例改正、規約廃止協議、補正予算等11件提出しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、12月の行政報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君)：これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

山岡議員「防災組織の整備推進について」

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第5、一般質問を行います。通告に基づき、6番山岡隆良君の質問を許可します。

○6番(山岡隆良君)：議長。6番、山岡。

○議長(寺前伊平君)：山岡議員。

○6番(山岡隆良君)：それでは、議長の許可を頂きましたので一般質問をさせていただきます。昨日も青森の方で地震がありまして、大きな被害が無かったようでございますけれども、何人かの方が負傷されたというようなことが報道されています。なお、この地震に関連してマグニチュード8ぐらいいの後発地震注意報も発令されている状況となっている中で、防災組織の整備推進についてという内容の質問をさせていただきます。それでは、本題に入ります。先ず一点目の質問ですが、昨年のお正月、1月1日午後4時10分に発生した能登半島大地震の復旧状況並びに、地震発生直後の議会の対応について、どのようにされたのかを勉強のため、宇陀郡議会正副議長研修で伺いました。当日は、七尾駅から穴水駅までの七尾湾海岸線を走っていると鉄道に乗車させていただき、地震の風化防止や災害の教訓を伝えるため、実際に当日勤務中被災された女性が語り部となり、能登に何が起き、人々がいま何を思い、考え、生きているのか、穏やかな車窓からの風景と共に、能登の道半ばの復興状況の今を語っていました。特に、のと鉄道、奇跡の避難誘導、乗客乗員48名で脱出、大津波警報で高台へ、必ず助けてます、このお話は、津波警報のサイレンが鳴り響く中、最高齢91歳のおじいさんが避難をあきらめ汽車に残ると、わしはここで死ぬんじゃ、と言い張るおじいさんを説得し、東日本大震災の津波映像がトラウマとしてよぎる中、高台にある学童野球場まで励ましあいながらみんなで駆け上がり、明かりがない、携帯も使えない、何の情報もない、全員で何度も繰り返す余震の恐怖や寒さに耐えるため、肩を寄せ合い一夜を過ごしたという話が特に印象でした。この語りを聞いて、いつどこでも起こりうる自然災害等に対して個人や家族、地域、企業、団体など社会の様々な主体が連携し、減災の考えに基づいて自分の命は自分で守るという意識のもと、自助、共助を推進することの重要性と、高齢化が進んでいる本村では特に地域ごとに自主防災組織の育成をするとともに、その組織を統括できるようなリーダー、防災士有資格者の育成が急務であると考えます。この活動を基本として、村及び県による公助を適切に組み合わせ、総合的に計画的に防災の整備及び推進をはかる事が重要と考えますが、村長の所見をお伺いします。この後は自席よりの質問とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君)：答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議員ご質問の防災組織の整備推進について、お答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、御杖村地域防災計画におきまして、個人や家族、地域、企業、団体など社会の様々な主体が連携し、減災の考え方に基づいて、自分の命は自分で守るという意識のもと、自助、共助の取り組みを推進するとともに、村及び県による、公助を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図ると定められております。特に、この中にあります、自助、共助の取り組み推進についての質問をいただきましたので、その所見を申し上げます。議員ご視察の被災地はもとより、過去の大規模被災地においても、災害に対する自助、共助の重要性は明らかとなっているところです。本村では平成17年に桃俣自主防災団が結成され、発災時のみならず、平時から多方面にわたり積極的に活動をいただいているところです。この発足については、人口減少が最も進む桃俣地区において、桃俣の区民で構成する御杖村消防団第4分団の維持が不可能となり、第3分団へ吸収統合されたことから、自主防災組織の必要性をいち早く感じられて組織されたと思われます。年間を通じたその活動は、村の避難所設置に連動した避難者の移動支援をはじめ、有事に備えての機材管理や区民の防災意識の高揚に努められています。その組織と行動力は、地域防災の要であるとして、平成22年度に奈良県防災功労者として知事の表彰も受けておられます。このような自主防災組織の創設については、これまでも機会に応じて依頼をしてきた経緯はありますが、他の区においては設置に至ってはいません。前述にも申し上げましたとおり、行政の防災、減災能力は限られています。消防団員も減少する中、自助、共助の組織や仕組みづくりは益々必要となっております。その取り組みを、加速すべく、自主防災組織の育成と活動支援を積極的に行っていきたいと思っております。大字に限らず、組織の規模についても柔軟に考える必要があると思われます。ご指摘にある有資格者についても、住民に過度な負担とならないよう、組織の育成と並行して検討を進めたいと思います。大規模地震の発生が予想される中、喫緊の課題です。村民のご理解をいただきながら進めたいと思います。議員各位のご協力も重ねてお願いを申し上げたいと思います。

○6番(山岡隆良君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：山岡議員。

○6番(山岡隆良君)：どうも、丁寧なご回答ありがとうございます。10月の全員協議会でも、10月19日に実施されました避難訓練、防災訓練について、区民の方から防災訓練が本当に役に立つのか、ひとり暮らしの高齢者の安否確認どうすんねとかいう話であるとか、休日と平日では避難行動が違うとか、昨日のように夜間であつたらなおさら違うというかたちになってまいりまして、そういうふうな中にあって、やっぱり自助共助、やっぱり自分の命は自分で守るということが一番大事だと。そういうようなことを村民の方に理解してもらいたいながら、そして、避難所が開設されたと。避難所を開設するのは誰が開設するのですか。避難所を開設する指示は誰が出すんですか。具体的な行動まで落とし込んでいかないと、この防災減災活動というのは実を結ばないのかなという思いでこういう質問をさせていただきました。村の方でも迷惑を掛けないように支援をやっていくということですので、できるだけこの危機的な状況で東南海地震等が叫ばれている中で、早急にそういう体制を確立してもらうように、区民また区長さんに体制づくりにご尽力いただきたい。また、行政職の方々っていうのは、じゃ有事の際にはどういう行動を取ったらしいのかというふうな部分、我々議員も有事のときにはどう行動したらいいのかということを学ぶがために穴水に行かせてもらったのですけれども。それはそれで議員としての個々の勉強会等々を通じて我々議員の中での懇談会、勉強していきたいと考えておるわけですけれども、そうゆうような意味でも行政側もどういう初動行動を取っ

て避難所の開設、救援物資の供給等々含めた中で、具体的に避難活動というか減災活動を実施するようななかたちでこれから取り組んで行ってもらいたいなというふうなことで考えておりますので、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：ありがとうございます。昨日も東北で地震が発生したということで、地震というのはいつどこで起こるか分からぬ状況でございます。そうした中、私どもの地域では南海トラフ地震が一番想定される地震でございます。その中で、これから村の防災をどう考えていくかということは、議員おっしゃられるとおり様々なことを想定しながらやっていかなければならないと思っております。特に、毎年防災訓練はしていただいてますけども、すればいい、参加すればいいということではこれはちょっと問題がありますので、できる限り有意義な防災訓練になるようにということで、内容についてもその都度検討していく必要があると思っております。それと消防団をはじめ区長さんとともに、民生委員さんをはじめ要支援者の名簿というのはその都度更新し、年2回更新しながらお渡しをしているわけなんですけれども、中々それだけでは実際の運営に役立つかどうかということもございますので、今村としては、その中でも特に個別の支援計画ということで、ほんまに支援が必要な人の個別の計画というのもこれから進めていこうと思っております。できる限り村の実情にあつた防災体制を整えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(寺前伊平君)：今の答弁に対して、山岡議員。

○6番(山岡隆良君)：ありがとうございます。村の高齢化がどんどん進んどる、そして消防団員もどんどん減っていっている中で、やっぱり我々の村をどうしたらいいのか、また犠牲者をひとりも出さない体制づくりが喫緊の課題だと思います。そんなことで、同じことを考えていただいているということで、そんなことでいつ起こるか分からぬ地震に対して、台風とか風水害ならある程度天気予報を見取って予測もできますから、防災対策ということで緊急会議、この庁舎の中でもしてもらえると思うんですけども、地震に関してはそれがままならないということで、それと地域の人たちにもやっぱり避難訓練見取ったときに声の掛け合いというかね、こないだの大分市の佐賀関の火災でもテレビでの報道のニュースで知ったんですけども、83歳のおばあさんがひとり暮らしの、90歳のおばあさんが近くで住んどって、そのおばあさんは足が悪いおばあさんで、それで誘いに行ったらしいらしいですね。一緒に逃げましょう、逃げようと、そこで90歳のおばあさんを抱えるようにして避難所に行ったからその90歳のおばあさんは命を落とすことがなかったということで、ほんとにその方が誘ってくれた、だから避難所に行くという行動も、やっぱり我々村民にとっても、やっぱり意識的に行きにくいとかね、いう部分もあったりとか、いうような部分もあるんで、そういうような啓蒙活動も必要なのかなというような気がしますんで、村長の先程のご回答いただきとて、十二分にその辺のところ分かってくれるようですので、是非とも強力的に進めて、スピードを上げて進めて行つてもらえますようによろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長(寺前伊平君)：よろしいですか。

○6番(山岡隆良君)：はい。

◎一般質問

山岡議員「村の景観保全について」

○議長(寺前伊平君)：続けて、6番山岡隆良君の二つ目の質問を許可します。

○6番(山岡隆良君):議長、6番、山岡。

○議長(寺前伊平君):6番、山岡議員。

○6番(山岡隆良君):それでは、わたくしから2点目の質問ということで村の景観保全についてということを質問させていただきます。本年度は中山間集落支援事業として、昨年までは農地の耕作者や耕作者以外の人も一緒になり、耕作放棄地の田んぼや農道の除草作業等、水路の清掃作業等への事業費補助として4百万程度予算化されていましたが、今年度はこの事業費補助がなくなりました。無くなった理由は、5年限定の事業であった、との回答でしたが、今後さらに農地耕作者の高齢化に伴い離農し畠や田んぼの荒廃が確実に増える事が予想されます。このことにより、すすきやクズ蔓の伸長等で私たちが住んでいる村の景観が悪化し、さらなる病害虫や獣害の被害拡大にも繋がります。たとえば、休耕田のような平坦な広い農地の除草作業を、夏場の暑い時期の作業負荷軽減と効率化を図るため、ハンマーナイフモア草刈り機などを村で数台所有して、村民対象に貸し出しすることで景観保全と農地の維持保存、併せて獣害対策等につながるような新たな農地の景観保全事業として、来年度予算化できないでしょうか。持続可能なむらつくりを実現させるためにも、ぜひ前向きなご回答いただけますようお願い申し上げさせていただきまして、村長の所見をお聞かせください。この後は自席よりの質問とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):山岡議員のご質問につきまして、お答えさせていただきます。議員のお話にありましたように、中山間地域等直接支払制度の第5期対策期間限定の事業としまして、令和2年度から6年度までの5年間、村の単独事業で1反当たり3千円の中山間集落支援交付金を交付していました。この交付金の主たる目的といたしましては、耕作者以外の方々にも参画してもらい、農地等の環境保全に取り組んでいただきたい思いであります。しかし、5年間の実績を検証しましたところ、耕作者以外の方の参画は少なかったため、令和6年度を以てこの交付金を終了したのが経緯であります。今後の対策といたしましては、国の中山間地域等直接支払制度における第6期対策では、複数の集落間協定での連携・協力を図り将来に向けての共同取り組み活動が継続的に行われるための体制づくりに取り組めば、これまでの8割単価であります交付金が10割単価に引き上げられるよう制度改正が行われています。今年の6月に中山間集落協定の役員の方々への説明会におきまして、こうした説明をさせていただきましたところ、半数近くの集落協定が来年度に向けて10割単価を得られるように取り組みを進めていただいております。村といたしましては、この体制づくりを促進することで各集落協定に交付される交付金の増額を図りたいと考えています。また、ご提案をいただきましたハンマーナイフモア草刈り機の貸し出しにつきましては、機械類の貸し出しは維持や管理上において難しい面がございますので、検討させていただきたいと思います。村の人口減少や高齢化が進んでいく状況におきまして、今後の農地の維持管理や景観保全への対策につきましては、来年度にでも地域住民の皆様の思いやお考えを伺う場を設けさせていただきまして、今後の対策を考えまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○6番(山岡隆良君):はい。

○議長(寺前伊平君):6番、山岡議員。

○6番(山岡隆良君):どうもご回答ありがとうございました。集落の整備環境推進づくりに以前の8割が10割になるということで、補助金の嵩上げがあるということですけれども、これは具体的にどう

いう内容のものかどのくらいの金額的に嵩上げがあるのか、担当部局でもいいんですけれども教えていただくことができますか。

○産業建設課長(中村康幸君) : はい。

○議長(寺前伊平君) : はい、課長。

○産業建設課長(中村康幸君) : この単価の嵩上げにつきましては、現在の集落間協定で、たとえばこの地域、隣との地域との農業者がお互いに連携を取りながら、地域の草刈りとか手伝うでありましたり、また事務の方が取りまとめをして国の方に報告する作業、そといったものもかなり全国的に困難になってきておるようで、そといったあたりの事務的なことの連携、そういうようなことに取り組みをいたしますと、現在8割単価であります単価が10割単価に引き上げをすることができるというような部分の改正となっておりまして、具体的に申しますと急傾斜地でありますと10割の単価が2万1千円で、現在受けている単価が1万6千800円、そしてまた緩やかな傾斜地におきましては、10割単価が8千円で、現在は8割単価で6千400円となっておりまして、急傾斜地での8割と10割の単価差が反当たり4千200円でして、緩やかな傾斜地につきましては、反当たりの単価差が千600円となっております。これを村全体に反映させることができますと、単費で400万円程交付していた交付金を、昨年させていただきましたが、すべて村全体にこの10割単価にもっていくことができると年間328万程の総額となるために、400万円に対してだいたい7割から8割ぐらいまでの引き上げになると考えております。

○6番(山岡隆良君) : はい。

○議長(寺前伊平君) : 6番、山岡議員。

○6番(山岡隆良君) : どうもありがとうございます。連携システムづくり、それと事務の応援ということで、申請書とか書類作成とかそういうふうな部分の応援を含めて、こういうことで嵩上げしていただけるということで。400万の内の328ですから8割ぐらいまでというふうな部分で嵩上げというふうなかたちで理解さしてもらうということで、是非ともこの活動を進めて行ってもらいたいと思うんです。ちょっとだけ目先を変えて先般11月29日にね、奈良新聞に農林業水産省の実施した農林業センサスの速報値が出とて、この速報値が出とる中で、自主農業を主とする事業で102万1千人、前回の5年前の20年の調査と比べると25%の従事者が減っておるというふうな新聞記事を目にしました。基幹的農業従事者の推移ということで、2015年から20年、25年ということで表にまとめたものがあるんですけども、70歳から79歳は2015年は55. 9で、20年が46. 0、25年が39. 9ということで、102万人の内の4割が70歳以上ということになってとるんですね。そうなってきたときに本村は、本村も農林業センサスを実施させて、自分も回答を書いてスマホで送ったと思うんですけど、本村のデータがあればね、本村の従事者っていうのはどれぐらいの構成で、今いた70歳、平均年齢が幾つで何歳ぐらいのひとが多いのですかというのが分かったら教えていただきたいのですが、今は回答するデータは持っていないですね。持たれてます、持つておったら教えてほしいです。

○産業建設課長(中村康幸君) : はい。

○議長(寺前伊平君) : 中村課長、はい。

○産業建設課長(中村康幸君) : 農林業センサスの速報値につきましては、全体的な今、山岡議員おっしゃってくれましたような数値というのは国の方でも公表されておりますので、我々もある程度そといった傾向については把握をしておるんですが、各市町村ごとの詳細値が手元にあるかというのは、私の認識としてはまだないと思うんですけども、次の全員協議会までにもしその辺の情報が村の方に持っているようであれば報告の方をさせていただきます。

○6番(山岡隆良君):はい。

○議長(寺前伊平君):はい、6番、山岡議員。

○6番(山岡隆良君):是非それは、お願ひしたいと思います。それで、ハンマーナイフモアということ
でスパイダーモアとかいろいろあるんですけれども草刈り機とかこうしたものは、丹波市がね、兵庫
県の丹波新聞に、ちょっと、議長これ村長に見てもらってもいいですか。

○議長(寺前伊平君):はい、許可します。

○6番(山岡隆良君):村長だけしかないんですけれども。

【山岡議員自席から離れ村長に渡す。】

○6番(山岡隆良君):ラジコン草刈り機を実験ということでね、平面使用は有効で高齢化進む地域の
負担減に、兵庫、丹波市、丹波新聞がまとめられた記事なんですけれども。ちょっと読ませてもら
いますね。ちょっと時間いただいて申し訳ないんですけども。高齢化が進む地域で課題になっ
ている草刈りの負担軽減の一策として、兵庫県丹波市が青垣町佐治、遠阪両自治協議会で行つ
ているラジコン式草刈機実証実験の意見交換会が11月20日、佐治来楽館であり、両自治協役員
と市市民活動課の職員らが懇談し役員らが運用した感想や課題を意見交換した。現行機は、平
面は伸びた草でも刈り倒す力があり、有効とした。傾斜角度が大きい所は、横転への懸念からあまり使
われなかつたことを報告。両自治協とも導入は有効だとし、青垣地域の4自治協共同で次年度
に購入する方向で検討中。維持経費の負担の在り方などを詰めていくとした。集計途中の実績報
告によると、耕作放棄地や遊休農地、通学路の堤防、自治会管理の運動場や広場、河川敷など
で使われたというふうなことで、この活動がその隣の自治会とかそういうところにも広がってきておる
と、維持管理費、村長も先程いいましたけども、ハンマーナイフモアの導入で維持管理とかそういう
ような部分が課題となってくるんでその辺は詰めていくという回答いただいたんですけども。こ
この協議会では、維持管理経費は、ガソリン代のみ使用者が実費負担し他は市が負担しとると。
市の負担は、2年平均で1台あたり年約10万円あまりの保険料、傷害保険、自動車保険と、1台平
均約11万7千円の修繕料、オイル交換、刈刃交換、ベルト交換、リモコン交換などこれら経費を全
て貸し出し料で賄うとなると、料金設定が高額になり、使ってもらえなくなる懸念があるため、市が
自治会に交付する地域づくり交付金で一部を賄うアイデアが出された。また、講習会を開くなどし、
誰でも使えるようにするのか、オペレーターを育成するのかや、貸し出し先に営利を含めるのか、
非営利に限るのか、といった運用ルールを今後、地元で詰めていくとしたというふうなことで活動さ
れてます。今、議場から見たときにこの田んぼ見たときに、あの一区画が耕作放棄地じゃないけれ
ども、非常に草が生い茂っておるというふうなところがあって、今後どんどんこの農林業センサスで
御杖村のデータ的に見たときに70から79歳が増えてくるようであれば、どうしても体力的に維持が
困難になると、後継者が決まってないと、農林業センサスの中のアンケートでも後継者が居ますか
という問い合わせがあったと思うんですけども、後継者が決まってないという農地については、必ず荒
れ地に変わってくるはずなんですね。そうしたときに、その地域で住んどる住民の方々がやっぱり
郷土に愛着を持ってもらって、きれいな村だなと思ってもらえるような環境の中で生活してもらうと
いうことが大事となってくると思いますので、是非とも今後の検討の中にそういうふうな部分につい
ても審議をいただき、ご検討くださいとことをお願い申し上げて自分の質問を終わらせていただきま
す。以上でございます。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：ありがとうございます。基本、村が各個人に貸し出すと、農家個人に貸し出すこととなれば、申し訳ありません、予想の範囲でこういう話はおかしいですけれども、おそらく扱い方がかなり難になつて、まず修理、修理になってくると思います。そうした中では、議員読んでいただきましたように、自治会っていうのですかその関係者が寄つて協議会をこしらえると、内では直接支払の団地がありますので、そこが中心になってそういう運営をしていくとかいうことになれば、これはまた村が機械を補助するとかそういう話はある程度できるのではないかという気持ちで居ます。それと、先程の話にもありましたように5年間の継続で、単独の部分でなんでやってきたかというと、結局耕作放棄地というよりも荒れたそのままのところが広がらないようにということで、そこの団地の方々だけではなくに、ほかからも入つていただいて、一緒にやれればということで制度設計をさせていただいたわけなんですけれども、基本そういうかたちでいきますとやはり団地から抜けられてそこが範囲から除外されると、そういうところについてもそういう機械が整備できるのであれば、そこを特にやっていただけるような、地域の方の活動の仕方、考え方、こういうのも充分に話し合いしながら、やっぱり制度設計をしなければならないと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎一般質問

福田議員「高校通学支援について」

○議長(寺前伊平君)：次に、通告に基づき、4番福田麻衣子君の質問を許可します。

○4番(福田麻衣子君)：はい、議長。

○議長(寺前伊平君)：福田議員。

○4番(福田麻衣子君)：ただ今、議長の許可を得ましたので、高校通学支援について質問させていただきます。現在、国では高校授業料の無償化が実施されており、2026年からは給食費の無償化も決定しています。子育て世帯の負担軽減は、国として確実に前進しており、子育てしやすい環境づくりが全国的に加速しています。御杖村では、給食費無償化、修学旅行費助成、昨年からは通学用具購入の補助制度も導入してくださっています。しかしながら、高校進学後は村外通学に加え、下宿が必要になる場合もあり、その負担に対する不安が多く寄せられています。保護者の皆さんからは、毎日の通学負担が心配、交通費が家計にとって大きな負担、遠距離通学に子どもが耐えられるか不安、高校を機に下宿しないといけないのではと心配といった切実な声が上がっています。こうした不安は、単に個々の家庭の問題ではなく、村内で安心して子育てを続けられるかどうかという村の将来にも深く関わる問題です。だからこそ、高校通学に対する支援は特別な支援ではなく、村が子育てを支えるために必要な基盤整備であると考えます。さらに、こうした支援の拡充は、若い世帯の移住、定住促進にもつながります。高校生になっても安心して通える村であることは、御杖村を選んでもらうための大きな魅力にもなります。そこで、お伺います。高校通学にかかる負担軽減について、村長のご意見をお聞かせください。この後は、自席にて質問させていただきます。

○議長(寺前伊平君)：答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議員ご質問の高校通学支援について、お答えさせていただきます。本村においては、平成14年度から若者等定住人口の確保と増加を目指し、高校へ進学する家庭の経済

的負担を軽減するための就学支援として高校生の通学費を支援して参りました。また、若者定住対策として、結婚祝金・出産祝金等各種奨励金が措置されておりました。これらの各種制度により、若者の定住人口の確保に努めて参りましたが、奨励金を取得した後、転出されるケースもあり、本奨励金制度が定住人口の確保に効果があるかという検証のもと、行財政改革の推進の結果、廃止ということになりました。その後、本村で安心して子育てをしていただけるための支援策として、保育料、給食費、医療費の無償化及び修学旅行費や制服代等の助成等に取り組んで参りました。福田議員がおっしゃるように、本村には高校がなく、高校進学時には遠方への通学や下宿、入寮が必要になります。保護者の方が送迎をされる等負担が重くなっていることも承知をしております。そのような中、安心して子育てができるように、また継続して御杖村に住み続けてもらえるように、どのような対策が望ましいのかを検討したいと考えております。国の支援としては昨年10月から児童手当制度が高校生まで拡充され、村もその一部の財政負担を行っております。加えて次年度より、子ども子育て支援金制度が開始され、更なる子育て支援施策の拡充が期待されるところです。これらの状況を踏まえ、御杖村として何ができるか、何が有効かを検討していきたいと考えております。いずれにしましても御杖村で子育てして良かった、生まれ育って良かった、さらには社会人となつても住み続けたいと思える次世代につながる施策を開拓していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○4番(福田麻衣子君)：村長答弁ありがとうございます。高校生を抱える世帯の負担は、通学に限らず非常に大きいという声が多くあります。高校生を育てる世帯の不安を放置し続けることは、この村で子育てを続けられるのかという根本的な不安を広げることになると思います。子育て支援に力を入れる御杖村として、どうか前向きに進めるかたちでご検討よろしくお願ひします。以上で私の質問を終わります。

○村長(伊藤収宜君)：はい。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：継続的な施策ではないんですけども、今国の方で審議されてます重点支援地方交付金、各自治体に、国の推奨メニューもありますけども、自由に使ってくださいというかたちで、今までよりも3千万から4千万くらい、まだ村には通知はきてませんけど、ぐらい村の方へ交付金として降りてくるのではないかと予測をしております。今言われているお米券ですね、国としては、そういう中で、村としてそしたらこの子育て世代に対してどのような施策ができるかということもまず喫緊の課題として考えていくべきだと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(寺前伊平君)：これで、一般質問を終わります。

◎議案第41号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第6、議案第41号、御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用ビラ等の公費負担の上限額が引き上げられることから、村議会議員及び村長の選挙における選挙運動の公費負担の上限額の改正するものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○議長(寺前伊平君)：今井総務課長。

○総務課長(今井智君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい。

○総務課長(今井智君)：失礼します。改正内容について、ご説明いたします。第9条及び第10条は、選挙運動用ビラの作成上限単価7円73銭を8円38銭に、第13条は、選挙運動用ポスター作成上限単価 541円31銭を586円88銭に改定を行うものでございます。なお、施行日は、公布の日からとし、施行日以降その期日を告示される選挙からの適用となります。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長(寺前伊平君)：ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいたしましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第6、議案第41号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、議案第41号、御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第7、議案第42号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：伊藤村長、お願いします。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員特別職の給与が改定されることから、これに準じて、本村議員の期末手当について改定を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○議長(寺前伊平君)：今井総務課長。

○総務課長(今井智君)：はい、議長。

○議長(寺前伊平君)：はい。

○総務課長(今井智君)：改正内容について、ご説明いたします。国家公務員特別職の給与改定では、期末手当の年間支給月数を3. 45月から3. 5月へ、0. 05月分引き上げられたことから、国家公務員に準じて改定をおこなうものです。条例第7条第2項で、支給月数を定めていますが、改正条例第1条により100分の172. 5を100分の177. 5に改定することより、令和7年度全体の支給月数を0. 05月引き上げ、年間3. 5月とします。また、改正条例第2条は、令和8年度以降の支給月数を定めるものですが、100分の175に改定することにより、年間支給月数を3. 5月とするものです。なお、令和7年12月の期末手当については、附則の第2条の規定により、差額として追加支給することとなります。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長(寺前伊平君)：ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第7、議案第42号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、議案第42号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第8、議案第43号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員特別職の給与が改定されることから、これに準じて本村特別職の期末手当について改定を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○議長(寺前伊平君)：今井総務課長。

○総務課長(今井智君)：はい、議長。

○議長(寺前伊平君)：はい。

○総務課長(今井智君)：改正の内容について、ご説明いたします。先程の議案第42号と同様の説明となります。国家公務員特別職の給与改定に準じて、本村特別職の期末手当年間支給月数を3. 45月から3. 5月へ、0. 05月分引き上げるものであります。条例第6条の支給月数を100分の177. 5に改定することより、令和7年度全体の支給月数を100月引き上げ、年間3. 5月とします。

また、改正条例第2条では、令和8年度以降の支給月数を定めるものですが、100分の175とすることにより、年間支給月数を3. 5月とするものです。なお、附則の第2条の規定により、差額として追加支給することとなります。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長(寺前伊平君)：ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第8、議案第43号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第8、議案第43号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第9、議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員一般職の給与が改定されることから、これに準じて本村一般職員の給与について改定を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○議長(寺前伊平君)：今井総務課長。

○総務課長(今井智君)：はい、議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、課長。

○総務課長(今井智君)：改正の内容について、ご説明いたします。令和7年の人事院勧告に基づき、国家公務員一般職の給与改定が行われますので、国家公務員一般職に準じて本村一般職の職員の月例給及び初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当について改定を行うものです。先ず改正条例第1条につきまして、初任給調整手当についてですが、第6条の2第1項で規定しております月額の最高額を416, 600円を417, 600円に改めるものです。通勤手当についてですが、第8条の2第2項第2号の使用距離ごとの通勤手当額をウからスまでの各号について、国家公務員一般職に準じて、通勤手当額を改めるものでございます。第15条第2項の期末手当については、12月に支給する場合においては、100分の127. 5の文言を加えることより、令和7年度全体の期末手当の支給月数を0. 025月引き上げ、年間2. 525月とするものです。同条第3項では、再任用職員の期末手当について定めているのですが、100分の70を100分の72. 5

に改めることにより、年間支給月数を0.025月引き上げ、年間1.425月とするものです。第16条第2項第1号の勤勉手当について、支給月数を定めていますが、条文に、12月に支給する場合においては100分の107.5の文言を加えることにより、令和7年度全体の勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げ、年間2.125月とするものです。同項第2号では、再任用職員の勤勉手当について定めているものですが、12月に支給する場合においては100分の52.5を加えることにより、年間支給月数を0.025月引き上げ、年間1.025月とするものです。次に、月例給の改定についてですが、採用市場での競争力向上ため、初任給を大幅に引き上げ、若年層を重点に置きつつ、その他も昨年を大幅に上回る引き上げの改定となっております。平均で3.3%の改定率となるもので、これにより別表第1行政職給料表及び別表第2医療職給料表を改めるものです。なお、第1条の改正は、令和7年4月1日に遡及して適用されますので、4月からの差額分及び先に支給される初任給調整、期末手当、勤勉手当との差額については、追加支給することとなります。議案書7枚めくって頂きまして、改正条例第2条につきましては、令和8年4月1日施行に係る改正となっております。第7条の2の地域手当につきましては、100分の2から100分の4へ改正となります。次に、第8条の2通勤手当につきましては、交通機関に係る通勤手当の支給限度額について、新たに60キロメートルから100キロメートル以上に新たに5キロごとに距離別区分、通勤手当額を追加する改正となります。次に、第15条第2項の期末手当については、令和8年度以降の支給月数を定めるもので、100分の126.25に改定することにより、年間支給月数を2.525月とします。同条第3項の再任用職員については、100分の71.25に改めることにより、年間支給月数を1.425月とするものです。次に、第16条第2項第1号の勤勉手当については、100分の106.25に改定することにより、年間支給月数を2.125月とします。同項第2号の再任用職員については、100分の52.5に改めることにより、年間支給月数を1.025月とするものです。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長(寺前伊平君) :ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいたしましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君) :質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君) :討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第9、議案第44号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君) :ありがとうございます。全員の起立により、日程第9、議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君) :次に、日程第10、議案第45号、御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、一般職職員の月例給、期末手当、勤勉手当の改定に準じ、フルタイム会計年度任用職員についても改定を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○議長(寺前伊平君)：今井総務課長。

○総務課長(今井智君)：はい、議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、総務課長。

○総務課長(今井智君)：改正内容について、ご説明いたします。フルタイム会計年度任用職員の給与については、一般職職員の規定に準じ定めているものですが、令和8年4月1日から適用するものです。第1条は、通勤手当、期末手当、勤勉手当の支給が、一般職の例によるとなっておりますので、令和7年度中は旧支給を適用する改正です。第2条は、一般職と同様に、通勤手当額の改定、年間支給月数については、期末手当が2.525月、勤勉手当が、2.125月となります。月例給についても、人事院勧告に沿って改定した一般職職員の給料表を引用したものとなります。以上が、改正の内容となってございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(寺前伊平君)：ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10、議案第45号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
(全員／起立)

○議長(寺前伊平君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第10、議案第45号、御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第11、議案第46号、御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、一般職職員の期末手当、勤勉手当の改定に対応して、パートタイム会計年度任用職員について改定を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○議長(寺前伊平君)：今井総務課長。

○総務課長(今井智君)：はい、議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、今井総務課長。

○総務課長(今井智君)：改正内容について、ご説明いたします。パートタイム会計年度任用職員の給与については、一般職職員の規定に準じ定めているものですが、令和8年4月1日から適用するものでございます。一般職と同様に、年間支給月数については、期末手当が2.525月、勤勉手当が、2.125月となります。以上が、改正の内容となっております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(寺前伊平君)：ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11、議案第46号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
(全員／起立)

○議長(寺前伊平君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第11、議案第46号、御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号戸籍に係る電子情報処理の事務の委託の廃止 に関する協議について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第12、議案第47号、戸籍に係る電子情報処理の事務の委託の廃止に関する協議についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、三宅町、曾爾村、御杖村の三町村で共同利用しておりました戸籍システムが自治体情報システムの標準化に伴い、単独利用に変更されるため事務の委託に関する規約の廃止を行うことから地方自治法第252条の14第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、住民生活課長より説明を申し上げます。

○議長(寺前伊平君)：仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君)：はい、議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、課長。

○住民生活課長(仲子雄史君)：議案第47号、戸籍に係る電子情報処理の事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について説明させていただきます。戸籍システムにつきましては、平成27年度から広域利用による事務の効率化と経費削減を目的に、曾爾村、三宅町、御杖村の3町村で共同調達、共同利用を実施して参りました。共同利用をするにあたり、戸籍システムのサーバにつ

いては、曾爾村に設置をし、機器及びデータの管理をしていただいておりました。本年度から、国が進める自治体情報システムの標準化に伴い、国が容認したクラウドサーバに移行しなければならず、自治体管理のサーバ利用が終了となるため、本村が曾爾村に委託しております戸籍に係るデータ情報処理の事務の委託を廃止することとなったものでございます。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長(寺前伊平君)：ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第12、議案第47号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。(全員／起立)

○議長(寺前伊平君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第12、議案第47号、戸籍に係る電子情報処理の事務の委託の廃止に関する協議についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第4号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第13、議案第48号、令和7年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、歳入歳出それぞれに7,480万9千円を追加し補正後の総額を28億679万5千円とするものでございます。主な内容は、歳出において人事院勧告に沿った人件費及び地籍調査事業を増額するものでございます。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君)：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：異議なしと認めます。したがって、日程第13、議案第48号、令和7年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第49号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第14、議案第49号、令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、事業勘定について、歳入歳出それぞれに5万2千円を追加し補正後の総額を2億4,061万4千円とするものでございます。主な内容は、歳出において保険給付費等交付金償還金の増額を行うものでございます。続きまして、診療施設勘定について、歳入歳出それぞれに83万7千円を追加し補正後の総額を1億1,003万7千円とするものでございます。主な内容は、歳入において、医療用器械器具購入に係る財源内訳の変更、歳出において、人事院勧告に伴う人件費を増額するものでございます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長(寺前伊平君)：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：異議なしと認めます。したがって、日程第14、議案第49号、令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第50号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算 (第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第15、議案第50号、令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、歳入歳出それぞれに1,698万円を追加し、補正後の総額を4億714万2千円とするものでございます。主な内容は、介護給付費の実績見込みに合わせて増額を行うものでございます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長(寺前伊平君)：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：異議なしと認めます。したがって、日程第15、議案第50号、令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第51号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計 補正予算(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第16、議案第51号、令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(寺前伊平君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、歳入歳出それぞれ33万4千円を減額し、補正後の総額を5,554万2千円とするものでございます。主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額を行うものでございます。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君)：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：異議なしと認めます。したがって、日程第16、議案第50号、令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長(寺前伊平君)：以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は12月17日、水曜日、午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午前11時49分散会)

(令和7年12月17日)

令和7年第4回(12月)御杖村議会定例会(第2号)

令和7年12月17日(水)

開議 午前10時00分

◎議事日程[審議結果]

第1 議案第48号 [原案可決]

令和7年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定について

第2 議案第49号 [原案可決]

令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

第3 議案第50号 [原案可決]

令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

第4 議案第51号 [原案可決]

令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

第5 発委第7号 [原案決定]

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

第6 発委第8号 [原案決定]

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程と同じ

◎出席議員(7名)

議長 寺前伊平君	1番 影山英章君
2番 小田靜男君	3番 森源五君
4番 福田麻衣子君	6番 山岡隆良君
8番 盛岡英成君	

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

1番 影山英章君 2番 小田靜男君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	鈴木泰弘君
副村長	中嶋英樹君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
産業建設課長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
政策推進課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君
教育委員会事務局次	古谷依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

閉会 午前10時12分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(寺前伊平君)：皆さん、おはようございます。本日の令和7年第4回御杖村議会定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりと致します。

◎議案第48号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第4号) の議定について、議案第49号令和7年度御杖村国民健康 保険特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第50 号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の 議定について、議案第51号令和7年度御杖村後期高齢者 医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(寺前伊平君)：それでは、議事に入ります。日程第1、議案第48号、令和7年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定について、日程第2、議案第49号、令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定について、日程第3、議案第50号、令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定について、日程第4、議案第51号、令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定について、以上の4議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：異議なしと認め、一括議題と致します。日程第1、議案第48号、日程第2、議案第49号、日程第3、議案第50号、日程第4、議案第51号について、御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。福田委員長。

○4番(福田麻衣子君)：はい、議長。

○議長(寺前伊平君)：福田委員長。

○4番(福田麻衣子君)：それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第48号から議案第51号の補正予算に関する4議案につきまして、一括して、審査の経緯と経過及び結果について報告をさせていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る12月9日開催の令和7年第4回定例会本会議におきまして、令和7年度の一般会計及び特別会計における補正予算4議案が付託されたことによりまして、12月15日、月曜日、午前10時から予算決算委員会を開催いたしました。審査の経緯でございますが、会計ごとに12月10日に開催されました全員協議会において、行政部局より説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を確認の後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ、行政部局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、付託された補正予算4議案ともに全員の

賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、簡単ではございますが、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君)：福田委員長、ご苦労様でした。これから、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第48号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第4号) の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君)：先ず、日程第1、議案第48号、令和7年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第1、議案第48号を、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第1、議案第48号、令和7年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第49号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第2、議案第49号、令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第2、議案第49号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第2、議案第49号、令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第50号令和7年度御杖村介護保険特別会計 補正予算(第3号)の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第3、議案第50号、令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予

算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第3、議案第50号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第3、議案第50号、令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第51号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第4、議案第51号、令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第4、議案第51号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第4、議案第51号、令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第5、発委第7号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により「本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項」について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(寺前伊平君)：次に、日程第6、発委第8号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定に

vより「むらづくり施策に関する事項」について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。むらづくり委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)：異議なしと認めます。したがって、むらづくり委員会委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(寺前伊平君)：以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和7年第4回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時12分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議會議長 寺前伊平

御杖村議會議員 影山英章

御杖村議會議員 小田靜男